

平成 26 年 6 月 24 日

認定こども園における 3 歳以上児の給食外部搬入について

こども・子育て支援会議
第 4 回教育・保育部会

(1) 給食外部搬入にかかる検討等経緯

4 月 28 日 第 2 回教育・保育部会 5 月 22 日 第 3 回教育・保育部会

別添資料 1 により、検討にあたっての視点や検討方法等を提案、意見をいただいた。

委員意見	対応内容、方針等
外部搬入の場合、栄養士の配置は最小限として配慮していただきたい。エビペンの研修まで実施している	意見を踏まえて、提供方法や情報開示のあり方について検討していく

6 月 6 日 第 1 回こども・子育て支援会議

部会の報告とともに、6 月 2 日よりパブリックコメントを実施している幼保連携型認定こども園に係るいわゆる認可基準及び確認基準の条例骨子案(別添資料 2)について提案、意見をいただいた。

委員意見	対応内容、方針等
(認可基準について)食事の外部搬入について、 栄養士配置が努力義務となっているが、努力義務では事業者は配置しない。 事故が起こってからでは遅い。 (情報公開について) 保護者はその情報を見るのか。	確認基準(案)において、事業者が定める運営規程に、食事の提供方法に加え、栄養士の配置状況の項目を追加し、これを情報公開させ、この情報をもとに、保護者に事業者選択を行ってもらうことを想定している。 なお、利用申込者に対し、運営規程の概要を記した文書を交付して説明を行うことは国が示す従うべき基準となっている。

(2) 私立幼稚園における外部搬入の状況について

外部搬入を実施している 3 ヶ所の私立幼稚園を訪問し、給食の実施状況調査を行った。

各施設で委託契約の仕様書に違いがあるため具体的な手法に違いはあるものの、アレルギー対応策等については 3 施設ともに次のような状況であった。

事項	対応状況等
アレルギー対応	業者に個人別のアレルギー情報を提供して個別に対応。 弁当箱に個人名を付して搬入。
栄養士の関与	受託業者の栄養士による管理体制。

外部搬入による給食提供であっても、一定のアレルギー対応が行われている。

(3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（給食外部搬入関係抜粋）

幼保連携型認定こども園においてもこの基準に基づき外部搬入が可能となるが、外部搬入を行うには、食事提供の責任が当該施設にあり必要な注意を果たしえるような体制の確保が求められている。また、当該施設、保健所、市町村等の栄養士による必要な配慮も求められている。

(4) 幼稚園における給食提供等について

幼稚園から認定こども園への移行に関わる給食提供手法等の検討では、次のような点について留意する必要がある。

- ・幼稚園の給食については保護者の手作り弁当持参が基本であったが、時代の変化や保護者ニーズに応じて給食の提供を始める際に、調理室が設置されていないこと、保育所とは違い基本的に給食提供経費に公費投入はなく保護者負担となることから効率的に行う必要もあり外部搬入が進んできたと推測される。
- ・現在、保育所には約 27,000 人、幼稚園には約 30,000 人の 3 歳以上の児童が通所しており、保育所は自園調理、幼稚園では約 2 割の園が自園調理、約 8 割の園が外部搬入により給食の提供が行われている状況がある。
- ・なお、外部搬入であっても一定のアレルギー対応が可能であることは、私立幼稚園における外部搬入調査でも明らかになっている。
- ・2号認定児童いわゆる保育を必要とする児童への外部搬入に当たっては(3)の基準を満たす必要があり、自園配置の義務付けはないが栄養士による必要な配慮は必須となっている。

(5) 認定こども園における3歳以上児の給食外部搬入について

現在、実施中のパブリックコメントによる市民のご意見、また、こども子育て支援会議及び教育・保育部会でのご意見を踏まえ、基準(案)を定めていく。

(大阪市の現状)

- ・ 認可保育所において給食の外部搬入を不可とする明文はないが、事業者に対して自園調理を指導しており、外部搬入を実施している認可保育所は現時点で存在しない(規定上は外部搬入が認められている)
- ・ 私立幼稚園については全園で給食を実施しているが、その提供方法は自園調理約20%、外部搬入約80%となっている

(検討にあたっての視点)

- ・ 園児に対するアレルギー対応、食の安全確保等の観点が必要である
- ・ 認可等の権限が、幼保連携型は大阪市の認可、幼稚園型・保育所型は大阪府に認定の権限があり、市の独自性を発揮することは困難である
- ・ 調理室設置を認可要件とすると、幼稚園から認定こども園への移行のハードルが高くなり移行が進まないことが予想される
- ・ 新制度では、施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための情報の報告及び公表がなされるが、「給食の実施状況(アレルギー対応を含む)」は情報公表の項目とされている



上記を踏まえて、給食の外部搬入については給食提供の実施状況調査などを行い提供方法や情報開示のあり方について検討すべきではないか

幼保連携型認定こども園に係る認可基準及び確認基準の条例骨子案に関する
3歳以上児の給食外部搬入について

「(仮称)大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」骨子案

項目	国基準(府省令)	大阪市基準案	大阪市の考え方
設備	食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の園児については、設備及び運営基準第32条の2に規定する要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。 (従うべき基準)	食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の園児については、設備及び運営基準第32条の2に規定する要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。ただし、その場合は、栄養士等を置くよう努めなければならない。	現行の国基準においても、一定の要件を満たす場合に食事の外部搬入を認めている。その場合には「施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える」とこととされており、国府省令()においても同様である。また、市内の私立幼稚園の多くは外部搬入による食事の提供を行っている。このため、国府省令に定める基準を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。ただし、園児に対するアレルギー対応、食の安全確保等の観点から、栄養士等を置くよう努めることとして、国基準を上回る基準を設けるものとする。

平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」

「(仮称)大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」骨子案

項目	国基準(府令)	大阪市基準案	大阪市の考え方
特定教育・保育施設の運営規程	運営規程に食事の提供方法について明記はない。 (参酌すべき基準)	運営規程に定めるべき事項に「食事の提供方法等(調理する場所、施設外からの搬入の有無、委託事業者及び搬入事業者名、アレルギー対応状況並びに栄養士等の配置状況(幼稚園を除く特定教育・保育施設)等を含む。)」を加える。	食事に際してアレルギーに配慮すべき乳幼児もあり、保護者にとって、食事の提供方法は、施設を選択する上で重要な情報である。また、幼保連携型認定こども園の認可基準において、外部搬入を行う場合、栄養士等を置くよう努めることとしており、その配置状況も施設(幼稚園を除く特定教育・保育施設)の食事の提供に対する姿勢を保護者が知る上で重要な情報となることから、運営規程に「食事の提供方法等」を加える。

平成26年内閣府令第39号

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)

最終改正：平成二六年二月一四日厚生労働省令第一〇号

(食事)

第十一条

児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に**食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法**(第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(保育所の設備の基準の特例)

第三十二条の二

次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、**第十一条第一項の規定にかかわらず**、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する**食事の提供**について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
- 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。